

女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画

平成30年3月  
中芸広域連合消防本部

# 中芸広域連合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

中芸広域連合消防本部  
平成30年3月

中芸広域連合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、中芸広域連合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの5年間とします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

当消防本部では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍に関する状況把握及び課題分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、中芸広域連合消防本部総務係において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

## 【1】採用試験年度における受験者数と採用に占める女性の割合

(単位：人)

| 採用試験年度 |    | H29年度<br>(30年採用) | H27年度<br>(28年採用) | H26年度<br>(27年採用) | H24年度<br>(25年採用) | H23年度<br>(24年採用) |
|--------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|        |    | 人数               | 人数               | 人数               | 人数               | 人数               |
| 受験者数   | 全体 | 10               | 6                | 7                | 15               | 15               |
|        | 女性 | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
| 採用者数   | 男性 | 2                | 1                | 3                | 1                | 3                |
|        | 女性 | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
|        | 合計 | 2                | 1                | 3                | 1                | 3                |

・当消防本部の女性消防吏員の採用実績は無く、採用した職員に占める女性割合は0%となっている。従来男性のみ採用してきた消防職において、平成27年度新消防庁舎建設により女性消防吏員の採用に向け、女性専用施設を整備しています。

・総務省消防庁においては、平成38年当初までに全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%までに引き上げることを共通目標とし、各種支援対策等を押し進めていきます。

また、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、ホームページや管轄内町村広報を活用し女性が応募しやすい募集活動に努め、女性が採用試験に参加しやすい環境を整備します。

## 【2】男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

これまで男性職員が配偶者の出産に伴い育児休業を取得した事例はなく取得率は0%である。今後は、男性職員の休暇取得率向上に向けた取組を進めていく必要があります。

## 【3】男女別の育児休業取得率

女性消防吏員の採用実績がないことにより、同じ条件下で男女別の比較を行うことは困難であるが、これまで男性職員が育児休業を取得した事例はなく取得率は0%である。

・当消防本部において出産・子育てに伴う休業・休暇の取得者はいませんでした。一般に女性が出産・育児を契機に離職してしまう傾向があるため、女性が出産・育児等で離職しないために、家族の協力はもとより、職場においても協力する体制が必要となります。

また、想定される出産・子育てに伴う女性の休業者に対し、継続的に消防力を維持できるように職員の確保をしなければなりません。今後は想定される休業者等を踏まえた職員定数を検討していく必要があります。

(例：実員＋想定される休業者数等＝定員)

育児休暇の制度などの各種制度を理解しやすいようにまとめ、職員に周知し休暇取得の促進を行います。また、子供を持つことになった職員が安心して育児休業を取得できる職場環境を整備します。

#### 【4】年次有給休暇の取得状況

〈平成29年中勤務区分別取得状況〉

| 職員（37名） |        |
|---------|--------|
| 区分      | 平均取得日数 |
| 平日勤務者   | 13.2日  |
| 隔日勤務者   | 14.7日  |
| 全体      | 15.2日  |

・平均取得日数について（消防本部目標値20日×70%＝14日）達成に努め、年次休暇取得が少ない職員、業務多忙な職員においては、業務が一段落した際の休暇のまとめ取り等を中心に、引続き取得促進に努めます。

#### 【5】時間外勤務の状況（平成29年4月から12月）（資格有：救急救命士）

|     | 4月   | 5月   | 6月   | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月  | 12月  | 平均   |
|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 資格有 | 6:57 | 7:39 | 8:03 | 14:22 | 11:03 | 10:37 | 10:12 | 9:45 | 4:13 | 8:25 |
| 資格無 | 3:29 | 2:56 | 5:57 | 10:01 | 5:45  | 4:44  | 6:06  | 3:34 | 2:25 | 4:33 |
| 全体  | 4:34 | 4:24 | 6:36 | 11:22 | 7:25  | 6:35  | 7:45  | 5:02 | 2:59 | 5:31 |

・時間外勤務時間の男女差の比較はできないが、専門資格者（救急救命士）であり救急関係の時間外勤務が長いことによるものとわかりました。今後特定の職員に業務が集中しないように、事務分担の見直しを適宜おこなうとともに、ワークライフバランスを意識した働き方を検討していく必要があります。

#### 【6】管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

現在は女性職員が0人のため、管理的地位にある女性職員はいない状態なので、今後登用拡大をどう進めるかが課題となります。

#### 【7】各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

現在は女性職員が0人のため、各役職段階にある女性職員はいない状態なので、今後登用拡大をどう進めるかが課題となります。

#### 【8】平均した継続勤務年数の男女の差異

平成29年4月1日現在で、男性職員の平均勤続年数は16年0月となっているが、上記のとおり女性消防吏員の採用実績がないことにより同じ条件下で男女別の比較を行うことは困難である。

### 4. 女性消防職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組内容及び実施時期

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

#### 【1】女性消防吏員の採用について

計画期間内に採用試験の女性受験者の割合を平成29年度実績0%から20%以上に引き上げる。

#### 【2】女性消防吏員について

平成38年当初までに当消防本部の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%までに引き上げることを目標とし、各種支援対策等を推し進めていきます。

#### 【3】男性職員の育児休業取得の促進

① 計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を平成29年実績の0%から5%に引き上げる。

② 計画期間内に、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇を取得しやすいように、育児休業等の制度について、イントラネット等を活用し、職員への周知を徹底する。

中芸広域連合消防本部 総務係  
〒781-6410  
高知県安芸郡田野町1440-1  
電話 0887-38-8137 (総務直通)